

公益社団法人大阪府歯科衛生士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人大阪府歯科衛生士会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、歯科衛生士の資質の向上と倫理の高揚並びに歯科衛生士の実践に根ざした学術研究を推進することにより歯科衛生の普及啓発を図り、もって府民に対する健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 歯科衛生の学術研究・研修に関すること
 - (2) 歯科衛生の普及啓発及び広報に関すること
 - (3) 歯科衛生士の資質の向上及び倫理の高揚に関すること
 - (4) 歯科衛生業務の改善及び向上に関すること
 - (5) 日本歯科衛生士会及び関係団体等との連携協力に関すること
 - (6) 歯科衛生士の無料職業紹介に関すること
 - (7) その他本会の目的達成のために必要なこと
- 2 前項各号の事業は、大阪府において行うものとする

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 歯科衛生士免許を受けた者であって、本会の目的及び事業に賛同し入会した者。入会基準等は、理事会で定める細則によるものとする。
- (2) 名誉会員 正会員のうち、本会に対して特に功労のあった者とする。その推薦基準及び処遇は理事会でさだめる細則によるものとする。
- (3) 終身会員 正会員のうち、会員歴が40年以上であり、75歳以上に達した者で終身会員となることを望む者。その処遇は理事会で定める細則によるものとする。
- (4) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した個人及び企業・団体。その処遇は、

理事会で定める細則によるものとする。

(5) 学生会員 本会の目的及び事業に賛同し入会した歯科衛生士養成課程及び大学院等の在籍者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。入会基準及び入会手続きは、理事会で定める細則によるものとする。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、「法人法」に規定された社員の権利を行使することができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、この定款に定める事項及び第4章に規定する総会の決定事項を遵守する義務を負う。

2 会員は、本会の事業活動によって経常的に生じる費用に充てるため、所定の会費、入会金及び負担金等(以下「会費等」という。)を本会に支払う義務を負う。ただし、名誉会員及び終身会員はこの限りではない。

3 会費等の額及び支払い方法は、総会において定める。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において定める退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するときは総会の決議により当該正会員を除名することができる。

(1) 第8条に規定する義務を履行しないとき

(2) 歯科衛生士としての職務をけがした者

(3) 本会の体面をけがした者

(4) 本会の秩序を乱した者

(5) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その総会開催日の1週間前までに、当該正会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(正会員資格の喪失)

第11条 正会員は、第9条及び第10条に規定するほか、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 歯科衛生士免許の取消しを受けたとき
- (3) 第8条に定める会費等の納入を、支払期限を過ぎて6か月以上履行しなかったとき

2 第9条、第10条第1項、及び前項により正会員資格を喪失したときは、本会に対して正会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

3 正会員資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は定時総会として毎年度6月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項の書面による通知に代えて、政令で定めるところにより正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合、第17条、第19条の適用についてはその正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席正会員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 1～3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事を選任は総会の決議によって行う。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項の選定に当たり、前もって総会の決議により代表理事である会長候補を選出し、理事会においてその決議を参考に当該候補者を会長に選定することができる。

4 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本会の使用人が含まれてはならない。また各監事は相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものは除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事においても同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐しこの法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長共に事故あるとき又は共に欠けたときは、会長の業務の執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、会長及び副会長を補佐しこの法人の業務を執行する。専務理事が事故あるとき又は欠けたときは、理事会で決めた順位によりその職務を代行する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、経理的な資格を有する監事に対しては総会において定める支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 報酬額の上限額等は理事会で定める細則によるものとする。

(顧問)

第29条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議を経て、会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、理事会その他の会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は無報酬とする。ただし、理事会の定めによりその職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。
- 5 顧問のうち、法律的、経理的専門資格を有する顧問に対しては、その職務に応じた報酬を支払うことができる。報酬等の支払基準は、総会で決める。

(責任の免除)

第30条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の責任は、すべての会員の同意がなければ免除することができない。
- 3 第1項の責任は、法人法第112条の規定にかかわらず、法令に定める要件に該当する

場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事である会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が、予め理事間で決めた順位により理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長に事故あるときは、出席した理事の互選により議長を選定する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常務理事会)

第37条 本会に常務理事会を置き、次の職務を行う。

(1) 理事会に付議すべき事項の問題点等の検討と理事会への報告

(2) 理事会が委任した事項（法人法第90条第4項に定める事項を除く）

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、議長は会長がこれに当たる。

3 常務理事会は、必要に応じて会長が招集する。

第7章 協力・諮問機関等

(委員会)

第38条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員のほか、学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計原則等)

第40条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

3 公益充実資金の取り扱いについては、理事会の決議により定める。

(資産の管理・運用)

第41条 本会の財産の管理・運用は会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第42条 本会が資金の長期借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の過半数が出席し、出席した総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けな

なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第48条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第49条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第50条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 事務局

（事務局）

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 3 事務局の職務その他必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第12章 補則

（委任）

第52条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事である会長は丸山直美とする。
- 4 この定款は、令和7年度定時総会の決議を経て、令和7年6月1日より施行する。